



老発第0528001号
平成21年5月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長

生活・介護支援サポーター養成事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱」を定め、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業の積極的な実施に努められるよう特段の御配意をお願いするとともに、貴管内市町村等に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

別紙

生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱

1 目的

本事業は、地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、市民の主体性に基づき運営される新たな住民参加サービス等の担い手として生活・介護支援サポーターを養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。ただし、市町村は事業の全部又は一部を地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体に委託することができる。

3 事業内容

(1) 生活・介護支援サポーター養成研修の実施

(ア) 市民向けに、養成研修（概ね20時間程度の講義及び実習）を行い、一定の福祉、介護に関する知識や技術をもった高齢者への生活・介護支援サービスを行うための担い手を養成する。

次に掲げる基本カリキュラムはあくまでも例示であり、1に掲げる目的に則した内容であれば、地域の実情を勘案し、創意工夫を活かした多様な研修内容とすることとして差し支えない。

なお、地域の状況、及び研修の参加者に応じて、必要なカリキュラムを追加して実施しても差し支えない。

基本カリキュラム名	具体的な研修内容の例
地域の資源とニーズを探す	高齢者福祉施策、障害者福祉施策、児童福祉施策の概要等について学び、地域で活用できる公的資源や、さらには公的制度でカバーしきれないニーズに対応する生活支援サービスの意義と必要性を知る。
あなたの経験や才能を再発見	参加者がどのような知識や経験を有しているのかを振り返るとともに、今後、やりたいことを考えることにより、周りの人に何ができるのかを明らかにしていく。

地域でサポートするときの 人との関わりかた	訪問・退出時のあいさつ、移動における声かけ、 依頼の断り方などについて、親密さと無礼の境目 に留意しながら利用者の立場に立った基本的態度 を学ぶ。
コミュニケーションの コツを知ろう	コミュニケーションを取りにくい人へのアプロ ーチを身につける。
活動オリエンテーションで 地域の活動を知ろう	地域の活動団体での実習。

(イ) 研修の実施体制

研修の実施にあたっては、活動組織（地域のボランティア団体、NPO等）、
活動支援組織（ボランティアセンター、社協等）、相談支援機関等、地域の多
様な組織が協働して実施すること。

(ウ) 研修の方法

演習を重視し、講義と演習を一体的に実施し、さらに活動現場での実習を
行うことで、自ら体験し考えることにより理解を深め、実践力を身につける
よう工夫すること。

(エ) 研修修了証を発行し、研修修了者の記録をすること。

(2) 高齢者の生活を支えるシステムの構築

市町村は、生活・介護支援サービスの実践につながるように、修了者に対し
て次のような継続的な支援を実施すること。

(ア) 研修修了者の希望に合った活動、関心を持てる活動を紹介する。

(イ) 修了者で新たな活動グループを立ち上げる場合にはその支援を行う。

(ウ) 活動参加後もアドバイスや活動についての相談など継続的な支援を行う。

(3) 生活・介護支援サービスの活動の支援にあたっては、地域支援事業交付金の
任意事業、保健福祉事業を積極的に活用すること。

4 留意事項

本事業の実施にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 地域住民へ広く周知をするよう努めること。
- (2) 市区町村内の生活・介護支援サービス関係者の連携体制が作られるよう支援すること。
- (3) 多くの市民に参加してもらうよう、働きかけを行うこと。
- (4) 研修修了者への活動紹介の例として、「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日社援発第0331021号社会・援護局長通知)に定める「安心生活創造事業」において実施するサービスが考えられること。